

青森県居住支援法人一覧表

指定番号	指定年月日	居住支援法人		支援業務の概要		支援業務の対象者										
第1号	R2.4.15	名称	社会福祉法人 青森県社会福祉協議会	支援業務を行う区域	青森県全域	低額所得者(月収15.8万円以下)	○	中国残留邦人等	○	更生保護対象者等	○	戦傷病者	○	刑余者等	-	
		住所	青森市中央三丁目20番30号			被災者(発災後3年以内)	○	児童虐待被害者	○	生活困窮者	○	児童養護施設退所者等	-	要配慮者への支援者	-	
		支援業務を行う事務所	青森市中央三丁目20番30号	支援業務の範囲	家賃債務保証	○	高齢者	○	ハンセン病療養所入所者等	○	被災者(国交大臣指定災害)	○	性的マイノリティ	-		
		電話	017-723-1391		入居支援	○	障がい者	○	DV被害者	○	海外からの引揚者	○	UIJターン転入者	-		
		メール	shiawase@aosyakyo.or.jp		入居者支援	○	子ども(高校相当以下)の養育者	○	北朝鮮拉致被害者等	○	新婚世帯	-	妊娠している者がいる世帯	-		
HP	http://aosyakyo.or.jp/	附帯業務	○		外国人	○	犯罪被害者等	○	原子爆弾被爆者	○	若年要支援・要介護認定者	-				
第2号	R2.5.12	名称	一般社団法人 日本サンライフ終身身元保証協会	支援業務を行う区域	青森県全域	低額所得者(月収15.8万円以下)	○	中国残留邦人等	-	更生保護対象者等	-	戦傷病者	-	刑余者等	-	
		住所	八戸市西白山台一丁目5番5号			被災者(発災後3年以内)	○	児童虐待被害者	○	生活困窮者	○	児童養護施設退所者等	○	要配慮者への支援者	○	
		支援業務を行う事務所	八戸市榎城一丁目37番11号 大久保店舗2号	支援業務の範囲	家賃債務保証	-	高齢者	○	ハンセン病療養所入所者等	-	被災者(国交大臣指定災害)	-	性的マイノリティ	○		
		電話	0120-116-561		入居支援	○	障がい者	○	DV被害者	○	海外からの引揚者	○	UIJターン転入者	○		
		メール	sunlife.m@outlook.jp		入居者支援	○	子ども(高校相当以下)の養育者	○	北朝鮮拉致被害者等	○	新婚世帯	○	妊娠している者がいる世帯	○		
HP	https://www.maru-navi.net/sunlife/	附帯業務	○		外国人	-	犯罪被害者等	○	原子爆弾被爆者	-	若年要支援・要介護認定者	○				
第3号	R3.8.20	名称	社会福祉法人 むつ市社会福祉協議会	支援業務を行う区域	むつ市	低額所得者(月収15.8万円以下)	○	中国残留邦人等	○	更生保護対象者等	○	戦傷病者	○	刑余者等	-	
		住所	むつ市中央一丁目8番1号			被災者(発災後3年以内)	○	児童虐待被害者	○	生活困窮者	○	児童養護施設退所者等	-	要配慮者への支援者	-	
		支援業務を行う事務所	むつ市中央一丁目8番1号	支援業務の範囲	家賃債務保証	-	高齢者	○	ハンセン病療養所入所者等	○	被災者(国交大臣指定災害)	○	性的マイノリティ	-		
		電話	0175-33-3023		入居支援	○	障がい者	○	DV被害者	○	海外からの引揚者	○	UIJターン転入者	-		
		メール	shakyo624@mutusushakyo.or.jp		入居者支援	○	子ども(高校相当以下)の養育者	○	北朝鮮拉致被害者等	○	新婚世帯	-	妊娠している者がいる世帯	-		
HP	http://mutusushakyo.jp/	附帯業務	○		外国人	○	犯罪被害者等	○	原子爆弾被爆者	○	若年要支援・要介護認定者	-				
第4号	R4.1.31	名称	社会福祉法人 楽晴会	支援業務を行う区域	三沢市、六戸町、おいらせ町	低額所得者(月収15.8万円以下)	○	中国残留邦人等	-	更生保護対象者等	○	戦傷病者	-	刑余者等	-	
		住所	三沢市大町二丁目6番27号			被災者(発災後3年以内)	○	児童虐待被害者	○	生活困窮者	○	児童養護施設退所者等	-	要配慮者への支援者	-	
		支援業務を行う事務所	三沢市東町四丁目4番地7号	支援業務の範囲	家賃債務保証	-	高齢者	○	ハンセン病療養所入所者等	-	被災者(国交大臣指定災害)	-	性的マイノリティ	-		
		電話	0176-51-0585		入居支援	○	障がい者	○	DV被害者	○	海外からの引揚者	-	UIJターン転入者	-		
		メール	kvoju-shien@rakuseikai.or.jp		入居者支援	○	子ども(高校相当以下)の養育者	○	北朝鮮拉致被害者等	-	新婚世帯	-	妊娠している者がいる世帯	-		
HP	https://www.rakuseikai.or.jp/	附帯業務	○		外国人	○	犯罪被害者等	-	原子爆弾被爆者	-	若年要支援・要介護認定者	-				
第5号	R4.7.21	名称	ビジョナリー・アンド・カンパニー 株式会社	支援業務を行う区域	弘前市、黒石市、五所川原市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鵬町、田舎館村、板柳町、鶴田町	低額所得者(月収15.8万円以下)	○	中国残留邦人等	○	更生保護対象者等	-	戦傷病者	○	刑余者等	-	
		住所	弘前市大字外崎四丁目4番地34			被災者(発災後3年以内)	○	児童虐待被害者	○	生活困窮者	○	児童養護施設退所者等	○	要配慮者への支援者	○	
		支援業務を行う事務所	弘前市大字土手町211番地10	支援業務の範囲	家賃債務保証	-	高齢者	○	ハンセン病療養所入所者等	○	被災者(国交大臣指定災害)	○	性的マイノリティ	○		
		電話	0172-38-0980		入居支援	○	障がい者	○	DV被害者	○	海外からの引揚者	○	UIJターン転入者	○		
		メール	dotemachi@v-and-c.co.jp		入居者支援	○	子ども(高校相当以下)の養育者	○	北朝鮮拉致被害者等	○	新婚世帯	○	妊娠している者がいる世帯	○		
HP	https://www.ouchi-i.com/support/	附帯業務	○		外国人	○	犯罪被害者等	○	原子爆弾被爆者	○	若年要支援・要介護認定者	○				

第6号	R6.3.21	名称	社会福祉法人 共生の社	支援業務を行う区域	十和田市	低額所得者(月収15.8万円以下)	<input type="checkbox"/>	中国残留邦人等	<input type="checkbox"/>	更生保護対象者等	<input type="checkbox"/>	戦傷病者	<input type="checkbox"/>	刑余者等	<input type="checkbox"/>	
		住所	青森県十和田市西二十三番町2-8			被災者(発災後3年以内)	<input type="checkbox"/>	児童虐待被害者	<input type="checkbox"/>	生活困窮者	<input type="checkbox"/>	児童養護施設退所者等	<input type="checkbox"/>	要配慮者への支援者	<input type="checkbox"/>	
		支援業務を行う事務所	青森県十和田市西二十三番町2-8	支援業務の範囲	債務保証(法42①)	-	高齢者	<input type="checkbox"/>	ハンセン病療養所入所者等	<input type="checkbox"/>	被災者(国交大臣指定災害)	<input type="checkbox"/>	性的マイノリティ	<input type="checkbox"/>		
		電話	080-9279-4657		入居支援(法42②)	<input type="checkbox"/>	障がい者	<input type="checkbox"/>	DV被害者	<input type="checkbox"/>	海外からの引揚者	<input type="checkbox"/>	UIJターン転入者	<input type="checkbox"/>		
		メール	soumu@kyouseinomori.or.jp		入居者支援(法42③)	<input type="checkbox"/>	子ども(高校相当以下)の養育者	<input type="checkbox"/>	北朝鮮拉致被害者等	<input type="checkbox"/>	新婚世帯	<input type="checkbox"/>	妊娠している者がいる世帯	<input type="checkbox"/>		
HP	https://kyouseinomori.or.jp/	附帯業務(法42④)	<input type="checkbox"/>		外国人	<input type="checkbox"/>	犯罪被害者等	<input type="checkbox"/>	原子爆弾被爆者	<input type="checkbox"/>	若年要支援・要介護認定者	<input type="checkbox"/>				
第7号	R6.3.21	名称	消費者信用生活協同組合	支援業務を行う区域	青森市	低額所得者(月収15.8万円以下)	<input type="checkbox"/>	中国残留邦人等	<input type="checkbox"/>	更生保護対象者等	<input type="checkbox"/>	戦傷病者	<input type="checkbox"/>	刑余者等	<input type="checkbox"/>	
		住所	岩手県盛岡市南大通一丁目8番7号			被災者(発災後3年以内)	<input type="checkbox"/>	児童虐待被害者	<input type="checkbox"/>	生活困窮者	<input type="checkbox"/>	児童養護施設退所者等	<input type="checkbox"/>	要配慮者への支援者	<input type="checkbox"/>	
		支援業務を行う事務所	青森市安方1丁目3-5小田島ビル3階	支援業務の範囲	債務保証(法42①)	-	高齢者	<input type="checkbox"/>	ハンセン病療養所入所者等	<input type="checkbox"/>	被災者(国交大臣指定災害)	<input type="checkbox"/>	性的マイノリティ	<input type="checkbox"/>		
		電話	0120-102-393		入居支援(法42②)	<input type="checkbox"/>	障がい者	<input type="checkbox"/>	DV被害者	<input type="checkbox"/>	海外からの引揚者	<input type="checkbox"/>	UIJターン転入者	<input type="checkbox"/>		
		メール	jin@iwate-cfc.or.jp		入居者支援(法42③)	<input type="checkbox"/>	子ども(高校相当以下)の養育者	<input type="checkbox"/>	北朝鮮拉致被害者等	<input type="checkbox"/>	新婚世帯	<input type="checkbox"/>	妊娠している者がいる世帯	<input type="checkbox"/>		
HP	https://www.cfc-ss.coop/	附帯業務(法42④)	<input type="checkbox"/>		外国人	<input type="checkbox"/>	犯罪被害者等	<input type="checkbox"/>	原子爆弾被爆者	<input type="checkbox"/>	若年要支援・要介護認定者	<input type="checkbox"/>				

◆支援業務の範囲について◆

- ① 家賃債務保証：セーフティネット住宅事業者からの要請に基づいて、セーフティネット住宅への入居の際の家賃債務保証を行います。
- ② 入居支援：賃貸住宅へ入居したい方に対して、スムーズな入居につなげるための情報提供、相談等のサポートを行います。
- ③ 入居者支援：賃貸住宅に入居中の方に対して、生活を支えるための情報提供、相談等のサポートを行います。
- ④ 附帯業務：家賃債務保証、入居支援及び入居者支援を行う上で必要となる様々なサポートを行います。

※それぞれの居住支援法人で、実施可能なサポート内容が異なります。詳細は、各居住支援法人に直接お問い合わせください。